



## 廃墟写真事件

東京地裁平成22年12月21日判決

知財高裁平成23年 5月10日判決

弁護士 保坂理枝

### 1 事案の概要

本件は、原告が、原告が撮影した「廃墟」を被写体とする写真と同一の被写体を、被告において撮影して写真を作成し、それらの写真を掲載した書籍を出版・頒布した行為が、原告の有する写真の著作物の著作権を侵害し、また、被告が「廃墟写真」という写真ジャンルの先駆者である原告の名誉を棄損したとして、被告に対し、①著作権法112条1項、2項に基づく各書籍の増製及び頒布の差し止め並びに一部廃棄、②著作権侵害、著作者人格権侵害、名誉棄損及び法的保護に値する利益の侵害の不法行為に基づく損害賠償、③著作権法115条及び民法723条に基づく名誉回復等の措置としての謝罪広告を求めた事案である。

なお、本件の知財高裁判決は、概ね地裁判決の内容を支持していること、地裁判決において、地財高裁よりも詳細に判断がなされていることから、主に地裁判決の内容を紹介することとする。

### 2 争点

- ① 被告写真が原告写真についての原告の翻案権を侵害するか。
- ② 被告写真が掲載された各書籍の発行及び頒布は原告の原告写真にかかる複製権及び譲渡権の侵害に当たるか。
- ③ 被告写真が掲載された各書籍の発行は、被告原著作物（原告写真）の著作者としての原告の氏名表示権の侵害に当たるか。
- ④ 「亡骸劇場」（被告書籍の題名）における被告の発言の記述は、原告の名誉を棄損する不法行為を構成するか。
- ⑤ 被告書籍の発行及び頒布は、原告の法的保護に値する利益の侵害による不法行為を構成するか。
- ⑥ 損害賠償額及び原告の名誉回復等の措置としての謝罪広告を求めることができるか。

### 3 裁判所の判断

- (1) 翻案権侵害の成否（争点①）

## ア 判断基準

「著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。」

「そして、著作権法は、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分や表現上の創作性がない部分は、ここにいう既存の著作物の表現上の本質的な特徴には当たらないというべきである。」

## イ 具体的な判断

- 原告の主張：被写体及び構図の選択の斬新さは、原告写真を見る者に強いインパクトを与えるから、原告写真の表現上の本質的な特徴は被写体および構図の選択にある。

かかる原告写真の表現上の本質的な特徴である被写体及び構図の選択において共通する被告写真は、原告写真の翻案権を侵害する。

- 裁判所の判断

被写体及び構図の選択は、アイデアであって表現それ自体ではない。

構図についても、原告が主張するような強いインパクトを感得することができるようなものではない。

(原告の主張する原告写真の本質的な特徴に関する主張は当たらないとして、原告写真と被告写真の類似点・相違点を比較対照して、被告写真が全体として原告写真の本質的特徴を看取させるかという観点から翻案への該当性を判断(地裁判決51頁18行目以下))

原告写真との類似点：被写体、写真の大まかな構図、被写体との角度、フレーミングのとり方(被告写真②、被告写真⑤)

原告写真との相違点：白黒・カラー・セピアの別、被写体の具体的な構図、被写体との具体的な角度(被告写真①)、植物や光の強調の有無(被告写真①)、撮影位置及びフレーミングのとり方(被告写真③)

## (2) 名誉棄損の不法行為の成否(争点④)

- 原告の主張：被告書籍のうち、「亡骸劇場」に記載された被告の発言(判決文59頁9行目以下)があたかも被告自ら「廃墟写真」というジャンルをゼロから作り上げたかのような事実を摘示するものであり・・・反射的に、原告が「廃墟写真」という分野について被告の二番煎じを演ずる模倣者であるとの誤解を生ずるおそれがあることからすれば、原告の

名誉を棄損する。

- 被告の主張：「亡骸劇場」における被告の発言箇所は、被告が自分で廃墟の撮影を続けようとするに至った経緯を書いているだけのものであり、「被告が「廃墟写真」というジャンルをゼロから作り上げた」などと読めるものではない。また、上記発言箇所中に、原告の名を挙げたり、原告作品に言及したりしてその価値を貶めるような部分は一切ない。したがって、名誉毀損に該当しない。

- 裁判所の判断

当該記述部分は、「鉦山の廃墟」を撮影してきた被告が、「鉦山の廃墟」とは別の種類の廃墟を撮影して、それらの写真を「亡骸劇場」に掲載するにいたった個人的な経緯を述べたものであって、上記記述部分から、原告が主張するようにあたかも「廃墟写真」というジャンルを創設したことを述べたものと認めることができない。また、当該記述部分には、原告及びその写真作品に言及した記載はないのみならず、被告が「廃墟写真」のジャンルにおいて原告の先駆者であるかのような印象を与える記載もない。

従って、原告の名誉を棄損する事実の摘示を含むものではない。

(3) 法的保護に値する利益の侵害の不法行為の成否（争点⑤）

- 原告の主張：廃墟写真において被写体となった「廃墟」が、最初に被写体として発見し取り上げた者と認識されることにより生ずる営業上の利益、すなわち、当該廃墟を作品写真として取り扱った先駆者として、世間に認知されることによって派生する営業上の諸利益は法的保護に値するものであり、原告が最初に廃墟写真として作品化した被写体を、営利の目的において撮影した写真を発表するに当たっては、原告の同意を得るか、少なくとも、当該写真を掲載する書籍において、原告の作品を参照したことを明らかにする義務があるところ、そのような注釈を入れることなく被告書籍を販売させたものであるから、原告の法的保護に値する利益を侵害するものとして不法行為を構成する。

- 裁判所の判断

廃墟を被写体として写真を撮影すること自体は、当該廃墟が権限を有する管理者によって管理され、その立ち入りや写真撮影に当該管理者の許諾を得る必要がある場合などを除き、何人も制約を受けるものではない。

廃墟を最初に被写体として取り上げて写真を撮影し、作品を発表した者において、その廃墟を発見ないし発掘することに多大な時間や労力を要したとしても、そのことから直ちに他社が当該廃墟を被写体とする写真を撮影することを制限したり、その廃墟写真を発表する際に、最初にその廃墟を被写体として取り上げたのが当

該者であることを表示することを求めることができるとするのは妥当でない。

また、最初に当該廃墟を被写体として撮影し、作品として発表した者が誰であるのかを調査し、正確に把握すること自体が通常は困難であるから、ある廃墟を被写体とする写真を撮影するに際し、最初にその廃墟を被写体として写真を撮影し、作品として発表した者の許諾を得なければ、当該廃墟を被写体とする写真を撮影することができないとすることや、上記の者の当該写真が存在することを表示しなければ、撮影した写真を発表することができないとすることは不合理であるから、原告主張の営業上の利益が法的保護に値する利益に当たるものと認めることはできない。

以上